

〇〇〇 会 則

(名称)

第 1 条 本会は、〇〇〇と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図りすべての会員が明るく豊かな生活を営むことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 会員の親睦活動
- (2) 研修教養活動
- (3) 健康増進活動
- (4) 地域社会奉仕活動
- (5) その他本会の目的達成のため必要と認める活動

(組織)

第 4 条 本会は、〇〇〇に在住する満 60 歳以上の男女をもって組織することを原則とする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会	長	1	名
副	会 長	1	名
会	計	1	名
監	事	1	名

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の経費の収支及び資産の管理をつかさどる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は〇年とする。ただし再選は妨げない。

2 役員が任期途中で退任したときは、後任の役員については会議において定める。

3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 総会は、毎年1回開催し、会務報告、決算の承認、予算の議決を行う。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(補則)

第11条 本会則に定めのない事項については、会長が会議にはかりこれを定める。

附 則

この会則は、昭和 年 月 日から施行する。